

監査結果報告書

令和元年6月26日

公立大学法人 岡山県立大学
理事長 沖 陽子 様

公立大学法人 岡山県立大学

監事 井上 信二



監事 大土 弘



私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの事業年度における業務の執行を監査いたしました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法の概要

役員会及び経営審議会に出席するとともに、法人職員から事業の報告を聴取するなど監事監査に必要な監査を実施しました。

また、会計監査人から財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関し、監査の方法及び結果の概要について報告並びに説明を受け、検討を加えるとともに、役員の兼業等についての調査結果についても検証しました。

2 監査の結果

- (1) 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、妥当であると認めます。
- (2) 財務諸表（利益の処分に関する書類(案)を除く）は、財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示していると認めます。
- (3) 利益の処分に関する書類は、法令に適合しているものと認めます。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示していると認めます。
- (6) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。
- (7) 業務は、法令等に従って適正に実施されており、また、中期計画の着実な達成に向けて実施されていることを認めます。
- (8) 内部統制システムについては、平成30年4月1日施行の改正業務方法書に基づき、「公立大学法人岡山県立大学内部統制規程」の制定、関係規程の所要の改正が行われましたが、具体的な整備状況及び運用については、令和元年度以降、監事監査において確認するものとします。
- (9) 役員の職務の遂行に関しては、不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実は認められません。

以 上